



2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2026年8月7日

上場会社名 Delta-Fly Pharma株式会社 上場取引所 東
コード番号 4598 URL <https://www.delta-flypharma.co.jp>
代表者（役職名） 代表取締役社長（氏名） 江島 清
問合せ先責任者（役職名） 取締役 管理部門担当（氏名） 黒滝 健一（TEL）03(6231)1278
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 有
決算説明会開催の有無 : 無

（百万円未満切捨て）

1. 2027年3月期第1四半期の業績（2026年4月1日～2026年6月30日）

（1）経営成績（累計）

（％表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
2027年3月期第1四半期	—	—	△420	—	△422	—	△422	—
2026年3月期第1四半期	—	—	△358	—	△366	—	△367	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2027年3月期第1四半期	△30.23	—
2026年3月期第1四半期	△35.43	—

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	％
2027年3月期第1四半期	150	△196	△131.8
2026年3月期	246	33	12.6

（参考）自己資本 2027年3月期第1四半期 △198百万円 2026年3月期 30百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2026年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2027年3月期	—				
2027年3月期(予想)		0.00	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2027年3月期の業績予想（2026年4月1日～2027年3月31日）

（％表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円 銭
通期	—	—	△1,330	—	△1,340	—	△1,350	—	△102.47

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2027年3月期1Q	14,305,000株	2026年3月期	13,175,000株
② 期末自己株式数	2027年3月期1Q	198株	2026年3月期	198株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2027年3月期1Q	13,988,813株	2026年3月期1Q	10,359,439株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 無

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P.2「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	4
第1四半期累計期間	4
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	5
(継続企業の前提に関する注記)	5
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	5
(セグメント情報等の注記)	5
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	5
(重要な後発事象)	6

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果などを背景に、景気は引き続き回復基調にあるものの、インフレによる実質賃金の伸び悩みで個人消費が力強さを欠くなど、回復は緩やかなものにとどまり推移いたしました。一方、海外におきましては、米国の通商政策や中国経済の停滞に加え、中東情勢の緊迫化による資源価格や物流コストへの影響など、先行き不透明な状況が続いております。

当社では、がん患者の高齢化による治療への懸念や新薬の高額化による費用負担の増加への不安が進む中、経済的にも安心して家族のがん患者にも勧められる治療法を提供することを目指して、「モジュール創薬」に基づく研究開発に取り組み、各パイプラインの臨床開発を前進させました。

ベネトクラクス治療前歴のある急性骨髄性白血病患者を対象に、米国において実施中の抗がん剤候補化合物DFP-10917とベネトクラクスの併用療法による臨床第1／2相試験は、データモニタリング委員会(DMC)で有効性と安全性を評価され、米国食品医薬品局(FDA)との第2相終了時相談の準備中であります。DFP-10917単剤の臨床第3相比較試験は、安全性独立委員会(DSMB)から本試験中止報告を受けましたが、特定のサブグループにおける有効性を示唆する結果を確認し、米国食品医薬品局(FDA)と条件付き承認申請の可能性も含めた協議準備を進めております。また、日本におけるライセンスパートナーの日本新薬㈱が国内の臨床第1相試験を進めております。

抗がん剤候補化合物DFP-14323は国内の主要基幹病院約30施設で臨床第3相試験の症例登録を継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-17729は国内における臨床第2／3相試験の第2相部分の症例登録を完了し、フォローアップを継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-11207は、一般社団法人 日本肝胆膵オンコロジーネットワーク(東京都中央区、代表理事・理事長：古瀬 純司)により実施されております、胆道がんに対する医師主導治験(臨床第1/2相試験)において、第1例目の被験者が登録され症例登録を継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-14927は、米国において臨床第1相拡大試験を継続しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間におけるマイルストーン収入等はなく、事業収益はありませんでした(前年同四半期比－%)。事業費用につきましては、開発パイプラインの臨床試験における医療機関並びに症例数の増加、次試験に向けた治験薬となる原薬や製剤の製造などを進めたことなどに伴い、420百万円(前年同四半期比17.4%増)となりました。この結果、営業損失は420百万円(前年同四半期は358百万円の損失)、経常損失は422百万円(前年同四半期は366百万円の損失)、四半期純損失は422百万円(前年同四半期は367百万円の損失)となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績を記載しておりません。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は150百万円となり、前事業年度末と比較して96百万円減少しました。これは主として、現金及び預金が62百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は346百万円となり、前事業年度末と比較して133百万円増加しました。これは主として、未払金が132百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は△196百万円となり、前事業年度末と比較して230百万円減少しました。これは主に、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ96百万円増加したものの、四半期純損失の計上により利益剰余金が422百万円減少したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末においては、上記のとおり債務超過となっておりますが、当該債務超過の早期解消に向けて、(重要な後発事象)に記載のとおり、第12回新株予約権を2026年8月7日に発行しております。また、2026年7月23日付で第3回無担保社債150百万円の払込が完了しており、必要資金の一部については資金調達完了しております。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

業績予想につきましては、2026年5月15日の「2026年3月期決算短信」で公表いたしました業績予想に変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2026年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	145,453	83,332
未収還付消費税等	57,272	20,332
その他	5,211	8,604
流動資産合計	207,937	112,268
固定資産		
有形固定資産	35,333	34,989
投資その他の資産	3,399	3,289
固定資産合計	38,733	38,279
資産合計	246,670	150,548
負債の部		
流動負債		
未払金	175,667	308,240
未払法人税等	35,165	35,601
その他	1,856	2,736
流動負債合計	212,690	346,579
負債合計	212,690	346,579
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,804,268	5,901,009
資本剰余金	5,784,268	5,881,009
利益剰余金	△11,557,239	△11,980,101
自己株式	△337	△337
株主資本合計	30,959	△198,419
新株予約権	3,021	2,388
純資産合計	33,980	△196,031
負債純資産合計	246,670	150,548

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
事業収益	—	—
事業費用		
研究開発費	284,960	365,387
その他の販売費及び一般管理費	73,086	54,968
事業費用合計	358,047	420,356
営業損失(△)	△358,047	△420,356
営業外収益		
為替差益	1,070	—
その他	32	36
営業外収益合計	1,103	36
営業外費用		
為替差損	—	1,481
株式交付費	9,490	907
営業外費用合計	9,490	2,388
経常損失(△)	△366,434	△422,708
税引前四半期純損失(△)	△366,434	△422,708
法人税、住民税及び事業税	625	153
法人税等合計	625	153
四半期純損失(△)	△367,059	△422,861

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第1四半期累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期累計期間において、第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の権利行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ370,927千円増加し、当第1四半期会計期間末において、資本金が5,484,685千円、資本剰余金が5,464,685千円になっております。

当第1四半期累計期間(自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期累計期間において、第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の権利行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ96,741千円増加し、当第1四半期会計期間末において、資本金が5,901,009千円、資本剰余金が5,881,009千円になっております。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当社は、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
減価償却費	359千円	343千円

(重要な後発事象)

(第三者割当による第12回新株予約権及び第3回無担保社債の発行)

当社は、2026年7月22日付の取締役会において、EVO FUNDを割当先とする第三者割当の方法による第12回新株予約権及び第3回無担保社債の発行を決議し、2026年8月7日付で当該新株予約権の1,400千円の払込みが、2026年7月23日付で当該無担保社債の150,000千円の払込みがそれぞれ完了しております。

<第12回新株予約権発行の概要>

割当日	2026年8月7日
新株予約権の総数	100,000個
発行価額	総額1,400,000円（1個当たり14円）
当該発行による潜在株式数	10,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は64円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、10,000,000株です。
資金調達の額	1,271,400,000円（差引手取概算額：1,246,400,000円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,400,000円 新株予約権行使による調達額：1,270,000,000円
行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は127円です。 (1) 行使価額は、割当日の2営業日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。）後に初回の修正がなされ、以後1営業日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続営業日（以下「価格算定期間」といいます。）の各営業日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。また、いずれかの価格算定期間の営業日において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各営業日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前営業日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）、及び②当該株主確定期間の末日の翌営業日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の翌々営業日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1営業日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月22日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割等が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 (4) 本新株予約権の行使価額の下限（以下「下限行使価額」といいます。）は、当初64円です。下限行使価額は本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。
行使期間	2026年8月10日から2028年8月10日まで
募集又は割当方法 （割当先）	EVO FUNDに対して第三者割当の方法によって割り当てます。

その他	(1) 当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結いたしました。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌営業日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 上記「行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。
-----	--

（注）本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（25,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

<資金使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 第3回無担保社債の償還資金	150	2026年8月～2028年8月
② DFP-10917+VEN併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費	600	2026年12月～2028年7月
③ DFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費	326	2027年2月～2028年5月
④ DFP-11207の胆道がんに対する医師主導治験の研究開発費	50	2027年4月～2029年3月期
⑤ その他パイプラインの研究開発費、開発体制・管理体制の関連費用（報酬・人件費等）及び特許関連費用（登録・年金）等	120	2026年8月～2027年3月
合計	1,246	—

<第3回無担保社債の概要>

名称	Delta-Fly Pharma株式会社第3回無担保普通社債
社債の総額	金150,000,000円
各社債の金額	金3,750,000円の1種
払込期日	2026年7月23日
償還期日	2028年8月10日
利率	年率0.0%
発行価額	額面100円につき金100円
償還価額	額面100円につき金100円
総額引受人	EVO FUND
資金使途	DFP-10917+VEN併用の臨床第1/2相試験の研究開発費及び第3相試験の研究開発費

償還方法	満期一括償還。但し、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日前までに本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。 (2) 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、本社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が本社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡しを行う場合、当社の株式報酬制度に基づき当社が当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の発行、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本社債の発行日時時点で存在する新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 (4) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 (5) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 (6) 当社において、当社普通株式の一部又は全てを全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当該種類株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の11営業日前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (7) 当社は、本新株予約権の全部が、その発行要項並びに発行会社及びEVO FUNDの間で2026年7月22日付で締結されたDelta-Fly Pharma株式会社第12回新株予約権買取契約書に従い、2026年8月7日付でEVO FUNDに対して有効かつ適法に発行されない場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還する。 (8) 当社が、本新株予約権の発行要項に基づき、本新株予約権の全部若しくは一部の取得を決定した場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前営業日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (9) 上記(2)乃至(8)にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込期日から1ヶ月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求する権利を有します。 (10) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、各社債の金額（3,750,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
------	---

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、2026年6月26日開催の第16回定時株主総会において承認可決され、2026年8月3日にその効力が発生しております。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、2026年3月31日現在、11,557,239千円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますが、財務体質の健全化を目的として、当該欠損をてん補するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、その効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える処分を行うものです。

なお、本件は、払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少しますので、株主の皆様の保有株式数に影響を与えるものではなく、また、当社の純資産額に変更を生じるものでもありません。

2. 資本金の額の減少の内容

資本金の額5,901,009千円のうち5,772,971千円を減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額は128,038千円となりました。

3. 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額5,881,009千円のうち5,784,268千円を減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額は96,741千円となりました。

4. 剰余金の処分の内容

上記2. 及び3. に記載した資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金から振り替えられたその他資本剰余金の合計額11,557,239千円を減少させて繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金を増加させることにより、欠損をてん補いたしました。

5. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 取締役会決議日 | : 2026年5月15日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | : 2026年6月26日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | : 2026年6月30日 |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | : 2026年7月31日 |
| (5) 効力発生日 | : 2026年8月3日 |